

○福岡県警察基礎的捜査書類作成能力検定実施要綱の制定について（通達）

平成26年3月31日

福岡県警察本部内訓第14号

本部長

この度、福岡県警察基礎的捜査書類作成能力検定実施要綱を下記のとおり制定し、4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、福岡県警察基礎的捜査書類作成能力検定規程の制定について（平成4年福岡県警察本部内訓第16号）は、廃止する。

また、この内訓の施行前に作成した福岡県警察基礎的捜査書類作成能力検定規程（平成4年福岡県警察本部訓令第10号）の規定による様式で現に使用しているものは、それぞれこの内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

1 目的

この内訓は、基礎的捜査書類作成能力検定（以下「検定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、その効果的な実施により、捜査書類の作成能力の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この内訓において、基礎的捜査書類とは、日常取り扱う可能性が高い窃盗、詐欺、暴行、傷害等の事件に係る被害届、現行犯人逮捕手続書（甲）、現行犯人逮捕手続書（乙）及び緊急逮捕手続書並びに侵入窃盗事件の実況見分調書（それぞれ司法警察職員捜査書類簡易書式例（平成12年3月30日付け、最高検企第59号）に定める書類を含む。）をいう。

3 検定の受検対象者

検定の受検対象者は、次に掲げる警察官とする。

- (1) 初任補修科に入校中の者
- (2) 疾病その他の理由により検定を受検することができなかった者
- (3) 検定を不合格となった者

4 検定の科目等

検定の科目、検定項目、実施方法、時間及び配点は、福岡県警察基礎的捜査書類作成能力検定実施要領（別表）のとおりとする。この場合において、書類作成の科目については、任意提出書、領置調書、取調べ状況報告書その他の基礎的捜査書類以外の捜査書類の作成を検定項目に加えることができるものとする。

5 検定の合否の判定及び合格の基準

検定の可否の判定は、刑事部長が次に掲げる合格の基準（以下この5において「合格基準」という。）に基づいて行うものとする。この場合において、当該合格の基準点は、基礎知識の検定項目の得点が70点以上かつ書類作成の検定項目（4の後段の規定により検定項目に捜査書類が加えられた場合にあつては、当該捜査書類が加えられた後の検定項目）の得点がいずれも70点以上とする。

#### (1) 基礎知識の合格基準

基礎知識の合格基準は、基礎的捜査書類の意義、作成に際しての一般的な留意事項、被害届出人等に対する教示その他実務における個々の事案に対応し得る実践的な知識を有していること。

#### (2) 書類作成の合格基準

書類作成の合格基準は、手直しの必要若しくは重大な部分の欠略がない書類又は若干の手直しを加えればそのまま送致することができる書類を作成する能力を有していること。

### 6 結果の通知等

刑事部長は、検定を実施した場合は、その結果を基礎的捜査書類作成能力検定成績表（様式第1号）により、受検者の所属長に通知するものとする。この場合において、通知を受けた所属長は、当該基礎的捜査書類作成能力検定成績表を専務任用時等の参考資料として活用するものとする。

### 7 合格者の管理

刑事部刑事総務課に、基礎的捜査書類作成能力検定合格者名簿（様式第2号）を備え付け、検定の取得の状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、当該基礎的捜査書類作成能力検定合格者名簿の管理は、刑事部刑事総務課長が行うものとする。

### 8 不合格者に対する措置

検定の不合格者については、初任補修科に入校中にあつては警察学校の教官その他の職員による再教育を実施し、初任補修科を卒業後にあつては不合格者の所属における継続的な指導を実施し、検定を再受検させる措置をとり、その者の捜査に係る実務能力の向上を図るものとする。

### 9 関係書類の保存

刑事部刑事総務課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
基礎的捜査書類作成能力検定合	基礎的捜査書類作成能力検定成績表	長期

格者名簿等	基礎的搜查書類作成能力検定合格者名簿	
-------	--------------------	--